

令和6年度第2回全国健康保険協会三重支部評議会議事概要（要旨）

1. 開催日時 令和6年10月23日(水曜日)
午後2時00分～午後4時00分
2. 開催場所 全国健康保険協会三重支部6階会議室
3. 出席評議員 薄井評議員、楠井評議員、佐藤評議員、高橋評議員（議長）、
中山評議員、真弓評議員、山川評議員、横田評議員
(五十音順)
4. 議 事 (1) 令和7年度保険料率について
(2) 令和7年度三重支部事業計画及び保険者機能強化予算
の策定について

議題1. 令和7年度保険料率について
資料1に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【学識経験者】

保険料率 10%維持はやむを得ないと考える。また、資料に掲載いただいた平均保険料率を 9.5%～9.9%に変更した場合にどうなるかという試算は大変重要であると思う。

【学識経験者】

準備金残高の金額が大きいため、保険料を引き下げられることも考えられるが、事務局の説明でもあったように国庫補助率の引き下げにつながる恐れがある。この場合、準備金残高が想定以上のスピードで減少し、この試算よりさらに悪化する可能性がある。個人的には現状維持もやむを得ないと考える。

【学識経験者】

保健事業の一層の推進の資料には人間ドックに対する補助の内容が記載されていたが、協会財政に与える影響はどの程度か。また、産業医学的な研究に補助していただきたい。

【事務局】

保健事業の今後の体制の見直しというところで、概算ではあるものの所要見込み額をお伝えする。人間ドックに対する補助の新設に関しては約 240 億円。若者への生活習慣病予防健診の対象年齢の追加に関しては約 37 億円。骨粗鬆症検

診の追加に関しては約 6 億円。被扶養者への人間ドックの新設に関しては約 46 億円。生活習慣病予防健診の追加に関しては約 114 億円。合計で約 440 億円程度と見込んでいる。

また、協会財政への影響についてだが、協会の令和 5 年度決算における保健事業経費は約 1,557 億円となり、決算総額に占める割合は 1.2%となっている。今回の保健事業の一層の推進に係る所要見込み額である約 440 億円を合算してもその割合は 1.6%であり、0.4%の上昇のため、協会の財政規模と比較しても大きな影響はなく、医療費適正化や加入者の健康保持の増進に効果の見込める事業と考えている。

【学識経験者】

保険料率の変更時期は一番なじみのある現状の 4 月納付分からの変更がよいのではないか。

【議長】

それでは、他にご意見がなければ、令和 7 年度の保険料率につきまして、三重支部評議会の意見としては、平均保険料率 10%を維持すべきという意見でよろしいか。また、保険料率の変更時期について、例年通り 3 月分（4 月納付分）からの変更でよろしいか。

【一同】

異議なし。

【議長】

事務局においては令和 7 年度保険料率に関する三重支部評議会における意見を本部に報告いただきたい。

議題 2. 令和 7 年度三重支部事業計画及び保険者機能強化予算の策定について
資料 2 に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【学識経験者】

三重支部全体の課題として、全国と比較して代謝リスクが高いということである。そして、代謝、血圧、脂質の各リスクの高い業態として道路貨物運送業が重点的にピックアップされている。今後も重点施策として進めていただきたいが、

各リスクの原因はどこにあるのかというところを科学的に追及していく必要がある。労働環境が悪いのか、それとも各個人の生活環境が悪いのか、あるいは複合要素となっているのか。関連団体の協力を得られるのであれば、原因解明ができるのではないか。

また、調査研究予算をつけて、仮説を立て、大学の先生と一緒に研究できるのではないか。協会の持っているデータをもとに研究し、改善方法の提案までできれば、加入者の利益につながるのではないか。

【事務局】

道路貨物運送業の方々のリスクが高い原因のうちの一つは運動不足と食生活の乱れにあると思う。ドライバーの方は長時間の運転、納品までの待機といったご自身でコントロールできない部分がある。支部より事業所へ特定保健指導の利用案内を送っているが、ドライバーの方の帰社のタイミングが合わないため、調整が難しいとのご意見もある。健診当日に健診機関で特定保健指導を受けてもらうことが日程調整の必要もなく、理想ではある。

今年度は物流の2024年問題で労働時間の規制があり、働き方改革が求められている。健康宣言を勧奨し、健康づくりを進めていただけるように働きかけていきたい。

【学識経験者】

糖尿病になるとどのくらい生活に支障がでるのか、生活の質が悪化するのかを病院の先生方と一緒にアピールすることも一つの方法ではないか。代謝、血圧、脂質の各リスクは糖尿病から脳梗塞をはじめとする各種疾病にもつながっている。リスク保有者にインパクトを与える広報の仕方もあると思う。

【事務局】

今までは糖尿病予備群の方々に対し、男女年齢関係なく、1種類のリーフレットを送り、啓発していた。

現在本部と連携し、年齢等の対象ごとにターゲットに合わせたリーフレットを作成し、送付しようと分析している。対象者にインパクトを与える広報にもうまく落とし込んでいきたい。

【事業主代表】

ドライバーの方が運転席で座りっぱなしで体を動かすことができず、カロリーをそれほど消費していないということは実際にあると思う。しかし、本人は1日しっかり働いたという充実感から、カロリーを消費していないとは思わない。

私は会社内で事務仕事をしたときに歩数を計測したが、ほとんど歩いていなかった。仕事をしているため動いているつもりでも、カロリーはそれほど消費されていない。自分の健康のためにも運動が必要ということを啓発していただくこともよいのではないか。

【事務局】

三重支部のみならず、他支部でも道路貨物運送業の健康は課題となっている。トラックドライバーの方向けに体操や休憩時間の運動に関するリーフレットを作成している支部もある。ドライバーの方は常に営業所にいるわけではないため、運動への声かけのみでは実際に運動するところまでは至らない。行動変容につながる工夫ができればよいと思う。

また、食生活に関して、トラックを止められる場所が限られてくるため、駐車場完備のコンビニに止め、揚げ物等の偏った食事をとりがちになってしまうことが課題と認識している。関係団体と連携して、業界を通じて意識啓発が必要と考える。

【学識経験者】

昨日の事前説明を聞いて、医療機関の診療時間内であっても、18時以降であれば時間外受診になると知り、驚いた。特別に夜間に病院を受診することだけが時間外受診と思っている方も多いと思う。今後も時間外受診について広報していただきたい。

【事務局】

休日や深夜 22 時以降の受診をしないため、時間外受診は自分に関係ないと思われる方も多いと思う。実際には診療所であれば平日 18 時以降の受付は夜間・早朝等加算の対象となり 500 円、保険薬局であれば平日 19 時以降の受付は 400 円加算される。働いている方は体調が悪くても無理に定時まで仕事をしてから受診しがちで、診療所の受付が 18 時を過ぎて加算がかかってしまうケースがある。通院のために勤務時間中に休暇を取って受診をしていただくことを健康経営の働き方改革の中で落とし込みをしたい。

【被保険者代表】

時間外の負担が個人にかかることを気づかせるために広報をするのか。あるいは時間外加算が保険適用であり、保険財政に影響があることを知らせるのか。

【事務局】

3割負担の方であれば、150円が患者負担、350円が保険者負担となっている。医療機関から時間外受診になることを説明されることは少ないため、加入者は気が付かず、知らない間に加算されていたことも多いと思う。加入者と保険者ともに負担を減らすためにも時間外受診に関する広報を進めていきたい。

以上